

議案第27号

磐田市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

磐田市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例（平成26年磐田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）」を加える。

別表（備考を除く。）中「所得割課税額」を「市町村民税所得割合算額」に改める。

別表備考2及び3を削り、4から6までを次のように改める。

- 2 同一世帯に属する満3歳未満保育認定子どもが1人のときは、第1子の利用者負担月額を適用する。
- 3 同一世帯に属する負担額算定基準子どもが2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担月額は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 第2子の利用者負担月額
 - (2) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども 0円
- 4 特定被監護者等が2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、当該教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円未満）であるときは、備考3の規定にかかわらず、次に定める額とする。
 - (1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 第2子の利用者負担月額
 - (2) 特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども 0円

別表備考7を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の前においても、改正後の磐田市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の規定に基づく利用者負担額の決定その他の準備行為を行うことができる。

磐田市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例新旧対照表

		現行		改正案	
(定義)		この条例で使用する用語の意義は、法_____で使用する用語の例による。		(定義) この条例で使用する用語の意義は、法及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)で使用する用語の例による。	
別表(第3条関係)		満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担		満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担	
		()内は第2子		()内は第2子	
階層区分	定義	利用者負担月額		利用者負担月額	
		保育標準時間認定 円	保育短時間認定 円	保育標準時間認定 円	保育短時間認定 円
略					
第3-1階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税世帯であつて、その市町村民税所得割額が48,600円未満の世帯	4,200(0)	4,100(0)	4,200(0)	4,100(0)
第3-2階層	ひとり親世帯等以外の世帯	8,900(4,450)	8,700(4,350)	8,900(4,450)	8,700(4,350)
第4-1	第1階層を除き、当該年度	9,000(0)	8,800(0)	9,000(0)	8,800(0)
	48,600円以上77,101円未満の世帯			ひとり親世帯	

現行	改正案
<p>のうち最年長のものが教育・保育給付認定子どもであるときは第1子の利用者負担月額を、その次に年長のものが教育・保育給付認定子どもであるときは第2子の利用者負担月額を適用し、その他のものが教育・保育給付認定子どもであるときは利用者負担月額を0円とする。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設でない幼稚園に在籍する子ども</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども</p> <p>7 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担の表の第2－1階層、第2－2階層、第3－1階層、第3－2階層、第4－1－1階層及び第4－1－2階層のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生計を一にする小学第1学年以上の子どもが1人の場合は、最年長の教育・保育給付認定子どもは第2子の利用者負担月額とし、その他の教育・保育給付認定子どもは利用者負担月額を0円とする。</p> <p>(2) 生計を一にする小学第1学年以上の子どもが2人以上の場合は、教育・保育給付認定子ども利用者の負担月額は0円とする。</p>	<p>教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満（特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円未満）であるときは、備考3の規定にかかわらず、次に定める額とする。</p> <p>(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 第2子の利用者負担月額</p> <p>(2) 特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども 0円</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>